

目黒区障害者活躍推進計画（令和8年度～令和12年度）の概要について

1 計画策定の経緯

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画の作成・公表が義務付けられた。

これを受けて、当区では令和2年度に「目黒区障害者活躍推進計画（令和3年度～令和7年度）」（以下「現行計画」という。）を策定し、障害のある職員が職業生活において活躍できるように取り組んできたところであるが、令和7年度末をもって、現行計画の計画期間が満了することから、次期の障害者活躍推進計画を策定する必要がある。

については、「目黒区障害者活躍推進計画（令和8年度～令和12年度）」を策定する。

2 次期計画の概要

（1）計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

（2）次期計画の構成

ア 障害者雇用に関する現状と課題

（ア）障害者雇用率の現状

令和7年6月1日時点の当区の障害者雇用率2.25%（法定雇用率2.80%、令和8年7月以降3.00%）

（イ）障害のある職員に係る採用、定着、職場満足度の現状及び課題

イ 障害者の活躍の推進に関する目標

（ア）採用に関する目標

積極的な採用活動による計画期間内での法定雇用率の早期達成

（イ）定着に関する目標

障害のある職員の採用3年目までの定着率100%

（ウ）満足度に関する目標

障害のある職員の職業生活における満足度の向上

ウ 障害者の活躍を推進する取組の内容（下線部：新たな取組）

（ア）障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用を推進する体制の整備、障害のある職員とその職場への相談支援体制の強化、障害のある職員との定期的な面談の創出

（イ）障害者の活躍の基本となる業務の選定・創出

障害特性を踏まえた職場配置と業務の選定、障害のある会計年度任用職員の活躍の場として「オフィス・サポートセンター」の設置・運営

（ウ）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

職務環境の整備、障害者の雇用に対する職員の理解の促進、障害特性を踏まえた職員募集・採用、障害特性に応じた多様な働き方の推進

以 上